

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷九十第

行發日一月二十年三十正大

論叢

營業税の不公平可能……………法學博士 神戸 正雄

獨占の本質……………文學博士 高田 保馬

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

時論

在滿朝鮮人の現状と其の救濟策……………法學博士 末廣 重雄

食糧問題と朝鮮の米作……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

リカアドの價值論に就て……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

我國に於ける正貨の増減と金融繁閑との關係……………經濟學士 小川 福太郎

近世の農家經濟……………經濟學博士 本庄 榮治郎

附錄

本誌第十九卷總目錄

近世の農家經濟

本庄榮治部

一

我國の近世、即ち徳川時代に於ては一般に士農工商の語が行はれ、農は本なり商工業は末なりといふ思想が存在して、表面上農民は武士に亞いで重要なものとせられた。然るに農民の實際の生活状態は實に惨じめなものであつて、彼等は常に一舉手一投足に拘束を受け、些細なる點に至るまで制限を加へられ、たゞ租税を輸すためのみに生存せるが如き憐れな状態であつた。従つて農民の都會に流入するものも少からず、農村の疲弊を生じたことは、當時の學者も之れを論せる所である。勿論、地方によつて農民困窮の程度は多少異つて居つたのであるが、生活の悲惨であつたことは全國的のものであつた。此等のことは既に私の屢々論じた所であつ

て、今更これを繰返すわけではないが、茲にはそれ等の状況を研究する側面的の参考資料として、徳川時代における農家の經濟に就いての二三の材料を示さうと思ふ。

二

第一例は無名氏著「上言」^{***}に出づる所の寶曆三年(西曆一七五三年)の計算である。この書には寶曆四年正月の序文があり、瀧本博士の解題によれば「文中江刺郡云々の言あるを見れば、按ふに必、仙臺の人が其藩主へ差出したる上言書なるべし」とある。先づ「中民以下・通りの御百姓一家の田畑高一貫文耕業仕候損益有ら増し左に申上候。國家の大本に御座候へば御條目明白に有之候はん義に奉存候へども、民間の勘定聞せ上申度相記し申候」と述べて、その計算を掲げて居る。原文の儘を引用すれば次の如くである。

『高一貫文

内 田代 八百文
畑代 二百文

此作徳

雜錄 近世の農家經濟

田代八百文田六反歩より
一米 十二石九斗六升

畑代二百文畑四反歩より

一大豆 四石也

右の内

一貫文六石七斗五升銘

一米 五石四斗也

四分一大豆

一大豆 八斗七升

指し引殘米大豆

一米 六石二斗四升

一大豆 二石八斗

右の二品賣拂候代金 九切六分と四貫二百文

第十九卷 (第六號一四三) 九三五

但し高田代一貫文七反五せならし、六反歩の外野千八百坪、其年の作毛中より上にて一坪より一升二合に付此穀二十一石六斗より出る六合挽の積り、右の外苗代并糶苗植候分見こみに仕

但し大豆の外麥大根葉粟穰蕎麥糠其外の物時付申候へども、大麥大根其外とも扶持方不足につき米に相合へば飯料に不足候故期定に相加へず申候、葉大豆は馬かひ料に仕候

此俵四斗五升入十二俵相場米にて六石七斗二升 但し御年買米一俵四斗五升入の名目にて四斗八九升まで上々みがき米上納仕候に付四斗五升入御年買一俵は相場米五斗六升程づゝにて出來仕候、吹拵糶俵上納御藏入料とも

此俵一俵と四斗二升出場大豆にて一石二斗 但し品々有米拵ひ方同斷に御座候

此賣金九切六分也相場米一切に付六斗五升

此賣代四貫二百文同五斗入一俵に付七百五十文

* 拙著「經濟史考」300頁以下、「日本社會史」212頁以下

** 「日本經濟叢書」巻八に收む(523頁以下参照)。こゝに引用せるものは寫本(右叢書の底本)に校合す。

右金代に直し米大豆賣上代 拾四貫二百八十文 代相場一貫五十文 右代の内

- 一 今代七百七十二文 畑方
- 一 今代九百五十文 四色小役
- 一 今代五十文 一錢かけ代
- 一 今代五百文 小役入足代高一貫文十人づゝ

五口合今代二貫四百二十三文 此今代へ相場相掛二貫五百四十四文

- 一 代一貫三百文 但し小割帳御年貢に上納仕る分
- 一 代百八十九文 但し大肝入村肝入方請つなるき大敷
- 一 代五百六十七文 百貫夫代百貫文一人此金十八切に見詰
- 一 代二百文 御買夫代百貫文三人見詰直段右に同

右四口合代二貫二百五十六文

- 一 代二百十二文 種子親買代二斗五分升分
- 一 代四貫八百四十五文 但し高一貫文の田畑耕業仕候百姓一家の人数老幼五人に仕り右扶持米一人に付一日玄米二合四夕づゝ一日三度食し候分一度に八夕積り五人にて一日一升二合正月朔日より九月十日まで日數百二十日分此米三石買代米相場

一 代六百文

一 代二百三十二文

一 代百二十九文

一 代二百九十文

一 代一貫文

一 代一貫五百文

一 代三百二十三文

一 代一貫文

一 代一貫文

一 代五貫文

此十三口合代十六貫二百五十一文

右三口合代二十一貫五十一文

右に同じ一升到付十六文一分五厘九月十一日より十二月晦日まで新米御年貢引拵ひ仕候しひはなかくだけ等の残り物飯米に仕り如此

味噌大豆四斗買代一升十五文づゝ一人に付き一ヶ年八升つゝもり五人分

糠一斗六升買代一升二十九づゝ右味噌大豆四斗へ相加へ候分四合あはせ

糲米八升買代右味噌大豆へ相加へ候分二合あはせ

糠一斗買代年中なめ糲ひしを菜づけ等色々に相用候分

年中五人分新代春秋五百文づゝ右の外は木の葉枯枝等手びろひ候

同譜方付屠寺法事諸初穂染買器者拂ひ婚禮葬祭歲暮年始等諸祝儀見舞代

米二斗買代年中乞食頭非人諸勸進に相用候分大麥等取合如此

年中鍛鎌山刀鉞其外篋番桶はち様の物質代古物仕り直し共に

同茶酒酢小肴燗し松等買代

同五人分衣類襪履帷子光澤入方蓑笠ゆぐ下帯等の布木綿買代一人に付一貫文づゝ

内一、十四貫二百八十文
一、二百五十二文

但し高一貫文耕作仕候て、米大豆上納の外、米大豆拂物に仕り前に相配申分百貫夫御買夫代一人六切づ、下し玉はり候、代高一貫文に割返し請取申分

指引六貫五百十九文不足

但し賢曆三年暮の諸相場を以相配し申候、豊凶により高直下直仕り候得共實とり損益有之候故大抵相積り如此

右の計算は甚だ煩瑣であり、文意の了解し難き所もあるが、要するに田畑高一貫文(田六反歩 畑四反歩)を耕作して、年貢其他の上納を差引けば残りは十四貫二百八十文となる。一家五人暮しとして、十分節約しても一人に付き約四貫二百十文づゝの諸経費を要するから、五人合計では二十一貫五十一文となり、結局の計算では六貫五百十九文の不足となると説かれてゐる。

かくの如く耕作だけでは到底生活し得ざるものであるが、その生活を續けるためには、大麥米の内へ菜大根粟稗等を交へて食物とし、或は駄賃或は遊手通り者等の夜歩夫傳馬等に雇はれなどして漸くその生活を續け行くものである。故に夏は短帷子として腰切の大步を用ひ、寒氣の節には帷子へ苧かすを綿に入れ横ざしわんぱり

と名付、寒氣を防ぐのである。「右の如き御百姓は中より以下の者に候。其れより中、上と區々に御座候へども、大抵右の通りが一通り農人一家持高一貫より働き出し候分量に御座候。左候へば御田地耕業仕候者は却て損失の方に相見得候故、猿かしこき者は段々末業に相ぬけ申候」

三

第二例は須田幹三氏が「帝國農會報」第八卷五號に掲載されたものであつて、天保年中水戸藩の田制更革に際し、潮來郷に於て、文化十年より天保八年までの平年の上村下村の農家經濟を調査されたものである。それに由ると上村の部に屬するは、潮來延方邊村々であつて、耕地も廣く山坂も無く、さりとて、薪取に「指支もななく、田畑助けに藻草菰刈入等にも勝手よく、極勤勉なものは男女兩人にて米五十俵から六十俵までも取入れる程であるが、中田一町歩三十石の收穫を見て、御年貢口米食用米種粃等を差引ますると、残る所十五石九斗二升三合、これを賣却して十五両三分二朱、木百九十二文、延三

百十六文となる。それから諸掛りを差引いて十四兩一分二朱、錢四百九十四文の收益となる。如作では中畑三反三畝歩に麥を作つて搗麥二石五斗五升を得、大豆を作つて收穫大豆一石二斗を得る。その内から食料種麥諸掛等を引き野菜其他畑作全體で金二分錢四百二十二文が残る勘定となつて居る。然し以上の外に冠婚葬祭の費用、職人手間賃、農具手入、肥料其他生活費等を差引けば、結局田畑の耕作によつて、金六兩三分錢六百五十文の殘存となる。

次に下村に屬するものは永山富田邊の土地であつて、用水に乏しく、土剛き古田の場所もあり、銘々田井の汲水にて耕植するも、手數の多くかゝる處であつて、男女兩人にて米四十四五俵から五十俵も取入るれば、村内では屈指の勤勉家とされてゐる地方である。其處で中田一町歩の收穫米二十石、中畑五反歩の麥作の收穫搗麥三石、大豆其他の畑作を試み、前同様の支出生活費等を控除して、結局最後に殘るところのものは金一兩三分二朱、錢一貫四十文と計算されて居る。

四

第三例は安政二年大久保仁齋の著「富國強兵問答」^{**}に武州豊島郡傳馬邊の老農の談として記されて居る處である。即ち曰く「良農夫一人、妻一人、開き時には日雇一人を頼みて都て三人にて田一町を耕すべし、而して種一斛を蒔て穀四十斛計りを獲べし、是を摺て米二十斛も有るべし。御年貢諸掛り五斛を納めて残り十五斛計りもありとして、其内五斛は田の地主へ納め、全く十斛計りが作得なるべし。又畑五段計りを耘して大根二萬五千根を得るとす。但し一段五千根の積りなり。是を賣て錢百卅五貫文計りになるべし。但し一根五文二分の積りとす。此内糞代五十貫を引き、又江戸への舟賃二兩二分、運送の駄賃四十貫を引き、残り廿八貫七百五十文計りが、全く得分と知り玉ふべし。扱又此五段の内三段計りへ麥を作りて六斛計りも得べし、御年貢三貫程を上納して残り廿五貫七百五十文計りに充つべし。此金四兩計りとす。然らば米十斛麥六斛を一夫一婦一年の辛苦料となして、是内より夫婦の食ひ扶持、麥三斛六斗、米

* 西曆1855年

** [日本經濟叢書]卷三十四、436頁參照。

一斛餘を引き、又日雇の食ひ扶持米五斗麥一斛八斗を引き、正月の餅米三斗餘と種穀一斛を引き、又子供あれば、其食料一人に九斗計りと積り、又親屬故舊の會食二斗計りを引きて、米七斛二斗計りを殘すべし、此金七兩餘に充つべし。畑の得分と相合して十一二兩には過ぐべからず。扱又此内より鹽、茶、油紙の費ひ二兩計り、農具の價ひ家具の料共に年分二兩計り、薪炭の料一兩餘り、夫婦子供の衣服共に一兩二分餘りとなし、春を迎ひ歳を送り、魂祭年忌佛事の入用二兩餘り日雇の給分一兩二分餘り、親屬故舊の音信贈答一兩計りとなして、都て十兩餘を引き、殘る處僅かに二三分に不過、故に風寒暑濕に侵され、一二月も怠惰すれば、收穫に損ありて醫藥の料に事缺くべし、豈酒色に耽樂するの餘財あらんや」と。

五

以上の三例、何れも時を異にし處を異にするが故に、直にこれを比較して以て當時の農家經濟の状態を數字的に確言することは出來ぬ。其のあるものは不足し、あるものは多少の餘裕あり、あるものは餘裕なしと論じて居るが、兎に

角多少の餘裕ありしにもせよ、それは殆んどいふに足らぬものであり、商工民などの生活状態と比すべからざることは勿論であつて、當時の農民の生活が、窮迫せる状態にあつたことだけは、明かに認むることが出来る。

第三例の老農の談に對して著者大久保仁齋は『未だ其一を知て其他を知らざるの會計なり。抑々練馬は大都近郷にして、其産する處、何是れとなく利潤を得やすく、是を以て民生自ら怠惰し安く、やゝもすれば商家の業に因循しやす、反て家産を失ふ者多し』と論じてゐるが、然し當時の農民生活の憐れなものであつたことは敢て否定しては居ない。即ち曰く『是本土に農政の道、最も明ならざるの失とす。敢て民生の科とも爲しがたし。況や諸侯の領國に於けるや、思ひ々々の苛政行はれ、民の如きは其困苦言語の及ぶべきならず、是を以て民生滅消するを恐れて出國を嚴禁せる國多しといへども、人別の會て衆きを不加、良田年月を重ねて荒地となれども、收課年々に相加へて、苛酷となること多きは、實に可嘆の甚しきならずや』と。前指の「上言」にも、百姓の生活の憐れなるも

のなることを述べて、次の如く説いて居る。『元來百姓の儀は出生以來耕作に計り相ひたり居候ゆへ、假令何程の損失有之候ても、よ(餘)の渡世に仕かへ可申様も無之、一生田畑にすがり居候義に御座候。産業たばこ楮・吳座・蕤・蓑・笠或は紙・綿・紅花・かひこ・布木綿或は茶・酒・油・蠟燭・八百屋・魚鹽の營なみ、或は山林の炭・薪・曲ヶ物・指物・干物細工或は織物・編物等、町場に御座候へば賣人宿と菓子・沓・草鞋の小商ひ、種々の産業耕作中に取ませ相勵み相續仕るにて候。然し働いて利益のあるものは其勞を忘れて怠らず勤むるものであるが、働いても利益のないものは憊れて惰氣を生じ、働かずして利益あるものは怠惰に陥る。商工は第一種、小農は第二種、俸祿に衣食する者、大農大商の類は第三種に屬する。即ち『農工商の平民一通りの者の所業の内にて、農ほど利益少きは無之候、工商の二民は其業一品にて妻子十分に養育仕り、其業をつとむるに隨て利益相見得候ゆへ、其勞を忘れ自ら相勵み候。農業は其一品にては何様にも相續可仕様無之ゆへ、右の兼業種々相勵み候處、其にても得益無之候へば、身上働きに憊れ

候ゆへ惰氣を生じ、博奕組へ相入か、又は商工の末業に奔り候。其内も縁合宜き民田畑相應にて召仕をも扶持仕り、農の所益相見得候者は、又其勞を忘れて怠して相勵み候。大抵工商の田畑無之者は、御判紙役僅か上納仕る計りにて、諸郡役諸つなるき一圓相出し申儀無之候所、御百姓の銘にて僅か五文の畑高所持の者にても、高の大小に隨ひ、其村へ割來候諸役つなるき相出し申候。依之農作の所益甚だ無之故、十に八九は困窮仕ることに御座候。農民生活の如何に窮迫せるものなりしかは否定することが出來ない。

更に翻つて現時の調査による農家經濟の數字を見ると、それは主として農民側からの數字であるとと思ふが、たゞ地主だけが多少利益を擧げ、自作農小作農共に損失を蒙つて居ることゝなつて居る。然し以上の三例だけでは、近世だけのことゝしても、數字的に立證するには不十分であり、況や大正の時代の數字と比較することとは無謀である。私はたゞ我國近世における農民生活の状態を知る側面的材料の一部として、之を茲に掲げたのみであることを斷つておく。